

○高圧ガス販売事業者の『自主保安管理規程』作成の手引

《東京都》

第1 総則

1 目的

高圧ガス保安法の規定に加え、販売事業者及び消費者（販売先）の保安確保のための自主保安管理に必要な事項を定め、事故の発生及びそれに伴う人的・物的被害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

2 用語等の定義

3 「自主保安管理規程」の位置付け

① 「自主保安管理規程」の位置付け

「自主保安管理規程」は、法の規定とは別の当該販売事業者が自主的に定めた規程として明確にする。

② 各種基準類等との関連

「自主保安管理規程」は、自主的に定める保安教育計画、防災計画、容器管理基準等の規程類等と一体で運用する。

第2 保安管理体制の整備

1 保安管理組織

① 販売事業所内の組織

- ・社内組織と高圧ガスの販売部門との関係や法的手続き担当部署との関係を明確にする。
- ・事業所長、販売主任者（販売責任者（*1））、従業者等の責務

② 販売事業所外の組織との関連

- ・社内の他の販売事業所との連携
- ・地域の防災組織との連携
- ・関係業界団体との連携。

③ 販売主任者の選任（販売責任者（*1）の選任）

- ・法の規定に基づき、取り扱う高圧ガスに応じて販売主任者を選任する。
- ・（*1）高圧ガス保安法で販売主任者の設置が義務付けられていない販売事業者の場合には、自主的に販売責任者を設置する。

2 保安に関する協定

① 他の従業者等との協定

- ・地震時及び異常状態における協力協定
- ・高圧ガスの移動時の事故発生時における協力協定

- ・販売先（消費者も含む）との協定
- ② 協力会社との協定
- ・卸売業者、充てん事業者、ガスの運搬事業者等との協定
- 3 各種規程類の作成、活用、管理
- ① 関連する規程類の整備
「自主保安管理規程」に関連する規程・基準類を整備する。
- ② 制定の方法等
管理責任者を定めて制定し、必要に応じ改正する。
- ③ 規程類の整備・管理
- ・保安教育計画の作成
- ・容器、容器置場等の管理規程の整備・管理
- ・高圧ガス移動時の取扱い規程の整備・管理
- ・取扱高圧ガスの製品安全データシートの整備・管理
- ・防災計画の作成と訓練の実施 など
- 4 保安管理の記録
保安確保に関する必要事項について、各責任者が記録し保存する。
- 5 保安査察
- ・役員による販売事業所の保安管理状況の査察の実施
- ・査察結果の保安対策への反映

第3 販売業務に関する保安管理

- 1 販売業務の保安確保に関する責任者の設置
- 2 販売業務の保安確保に関する規程類の作成と販売関係書類の管理
- ① 保安管理規程を作成して従業者に周知
- ② 販売関係書類の管理・保存
- 3 保安台帳による保安管理〔法定事項〕
- 4 販売先（消費者）保安台帳に関する管理基準等の作成
- 5 販売に関する夜間・休日の緊急連絡に関する事項

第4 容器の取扱い等に関する保安管理

- 1 容器管理の保安確保に関する管理者の設置
- 2 容器の取扱い等に関する規程類の作成
- ① 作成及び整備
規程類を作成し、関係者に周知する。
- ② 容器置場基準
容器置場の構造、収納ガスの種類及びガス量、消火器の能力・有効期限、除外設備、換気口等の規程を定める。
- ③ 容器管理基準

容器の保管方法、販売所内での取扱い、容器授受に関する帳簿、容器の所在、容器検査期限、等の規程を定める。

④ 移動の取扱い基準〔法定事項〕

法の規定に基づき定める。

⑤ 販売先の災害防止事項の周知基準

法令で定める周知対象のみに限定せず、販売先での保安確保を目的として、周知対象外の高圧ガスについても保安確保の周知を行う。

⑥ 取り扱うガスの安全データシートの管理規程

⑦ 取り扱うガスの事故対応規程

3 販売先保安台帳の管理規程に基づく保安管理

4 夜間及び休日の緊急連絡に関する事項

第5 異常状態に対する措置

1 不調・故障に対する措置

- ・ 販売先でガスの消費設備が不調又は故障の際の処置、対策、関係者への連絡に関する措置の基準
- ・ 関係者への教育訓練
- ・ 原因の調査と事故防止対策の検討

2 事故・災害に対する措置

事故・災害を想定し、事故・災害発生時の対応する事業所内外の関係者への連絡、退避の方法、原因調査等に関する規程を定める。

3 人身事故に対する措置

4 不調・故障・事故等に関する記録

異常の状況、時期、措置、対策等を記録し保存する。

5 関係事業所、協力会社等との保安連携

事故・災害等の発生時における関係事業所、協力会社等への連絡及び共同防災に関し必要事項を定め、関係者を教育訓練する。

第6 販売主任者（販売責任者（＊１））の職務

販売主任者（販売責任者（＊１））は消費事業所の責任者と協力して以下の項目について管理、監督する。

○ 高圧ガス保安法の規定に沿った保安確保（法令遵守）

○ 法規定外の自主保安項目に沿った保安確保

① 事業所内の施設・設備の保安に関する業務の管理

② 販売業務全般を保安確保の面から管理

③ 容器の管理

- ・ 「容器管理基準」に従い、容器授受簿の作成と管理、容器の所在管理、容器再検査の期限管理を適正に監督する。〔法定事項〕

- ・ 容器の返却期限を自主的に定め、消費事業者の合意のもとで管理し、消費先に長期間容器が放置されないように監督する。
- ④ 容器置場の管理
 - ・ 容器置場の構造、設備、収納方法について、「容器置場基準」及び「容器管理基準」に従い、規則で定める貯蔵の基準に適合させる。〔法定事項〕
 - ・ 法規定外の事項を定めて保安確保の徹底に努める。
- ⑤ 移動車両の管理
 - ・ 「移動の取扱基準」に従った移動 〔法定事項〕
 - ・ 法規定外の事項を定めて保安確保の徹底に努める。
- ⑥ 消費者への周知の管理
 - ・ 「販売先の災害防止事項の周知基準」に従い、販売先（消費事業者）への周知の漏れが無いように監督 〔法定事項〕
 - ・ 不活性ガスなどの周知基準に該当しない高圧ガスについても周知に努める。
 - ・ 周知文書等の作成
消費者へ配布する周知文書の作成にあたって助言する。
- ⑦ 保安台帳の作成と管理
 - ・ 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した保安台帳を「販売先保安台帳管理基準」に従って作成 〔法定事項〕
 - ・ 台帳に記載する項目、台帳管理に関する規程等を自主的に定めて保安確保の徹底に努め、それに沿って記録、管理、保存する。
- ⑧ 変更の届出

高圧ガス保安法の規定に沿って、高圧ガスの種類を変更した場合などには、法に定める手続きを行う。 〔法定事項〕
- ⑨ 協力会社の保安管理
- ⑩ 異常状態に対する措置
 - ・ 販売先（販売施設）で事故などの異常状態が起こったときの対応方法等に関する「異常状態に対する措置規程」を作成する。
 - ・ 「異常状態に対する措置規程」の関係者への周知
 - ・ 異常状態が発生した場合には、上記措置規程に従って対策を実施するとともに記録を作成し保管する。
- ⑪ 保安教育の実施
 - ・ 保安教育計画を作成する。
 - ・ 保安教育計画に基づき、関係者に対する保安教育を実施する。

第7 保安教育

高圧ガス保安法の規定に基づき従業者等への保安教育を実施する。その際の実施項目等については自主的に定める。

1 保安教育体制の整備

従業者等への保安教育を実施する際の責任者等を定める。

事業所内での組織的対応についても予め規定する。

2 保安教育計画の作成

保安教育に関する実施計画を自主的に作成し、効率的かつ効果的に保安教育を実施する。

3 「自主保安管理規程」の周知

「自主保安管理規程」を関係する従業者に周知する。

4 保安教育の実施〔法定事項〕

- ・ 保安教育計画に基づき、保安教育を実施

保安教育計画に基づき、関係する従業者に対し、保安意識の高揚、必要な基準類の周知徹底、保安技術の向上、異常状態に対する措置等について保安教育を実施する。結果を記録し保存する。

（「自主保安管理規程」の内容・事故事例・法規定の内容、など）

- ・ 取扱高圧ガスの種類毎の物性、注意点、法規定の内容等
- ・ 対象者場別の教育訓練内容
- ・ 事故・災害の発生時の連絡等の対応

5 「自主保安管理規程」等に違反した者の再教育など

第8 協力会社の保安管理

- 1 協力体制の確認方法
- 2 保安教育

第9 「自主保安管理規程」の制定及び変更

- 1 作成、制定、変更の方法
- 2 経過の記録
- 3 評価・見直し

第10 防災計画の作成

（（＊）「高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針」に準じて作成）

- 1 防災計画表の作成内容の基本的な考え方
- 2 従業員等への周知方法及び訓練
- 3 防災教育及び防災訓練の実施
- 4 防災資器材の整備
- 5 警戒宣言発令時の対策
- 6 地震時の活動対策
- 7 避難方法の確認
- 8 復旧活動時の災害・火災防止対策
- 9 防災計画の制定・変更